

平成 24 年 7 月 27 日

第 1 回自治基本条例推進市民会議

資料リスト

資料リスト

・次第

- ・資料 No. 1 上越市自治基本条例パンフレット
「みんなで創ろう！わたしたちのまち 上越市自治基本条例」
- ・資料 No. 2 上越市自治基本条例に関する逐条解説書
- ・資料 No. 3 上越市自治基本条例推進市民会議設置要綱
- ・資料 No. 4 上越市自治基本条例推進市民会議委員名簿
- ・資料 No. 5 市民会議の運営に関する確認事項
- ・資料 No. 6 検証の進め方について
- ・資料 No. 7 上越市自治基本条例検証結果報告書

第1回 上越市自治基本条例推進市民会議

とき 平成24年7月27日(金)
午後2時30分 ~

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 301会議室

次 第

1 開会

2 委嘱状の交付

3 挨拶

4 委員紹介

5 座長・副座長の選出

6 議事

- (1) 上越市自治基本条例について
- (2) 検証の進め方について
- (3) 「検証結果報告書」について

7 その他

8 閉会

みんなで創ろう！ わたしたちのまち

上越市自治基本条例

平成20年4月1日施行



目 次

1 今、なぜ自治基本条例なの？	2p
2 条例のポイント	4p
3 解説	8p

ボクが
案内するよ

水族博物館の人気者
ゴマファザラシのジョー君



1

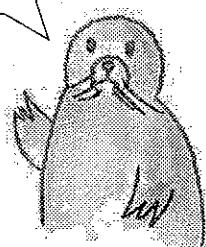
今、なぜ自治基本条例なの？

もっと、上越市らしいまちづくりを実現したい。
まちの課題を、より良い形で解決したい。
上越市自治基本条例は、そのために、
自治の基本的な理念やルールを
明らかにした条例です。

自治ってどんなこと？

自治とは、自分たちのまちのみんなの課題（公共的課題）を自分たちで解決していくことです。改めて「自治」と言われると、何だか身構えてしまいますが、私たちは日々の暮らしの中で、様々な形で自治にかかわっていると言うことができます。

自治って
身近なこと
なんだね



◆自治の姿あれこれ

例えば、子育てでは…

身近な課題を
自分たちで
解決すること

自分たち
だけで解決
できないこと
は市政運営で

市政運営の中で
公共的課題を
解決すること

もっと市民の
声が反映された
より良い市政
運営にする
ために…

市政運営に
参画すること

例えば、ごみ処理では…

町内の皆さんで、
ごみ拾いをしたり、
ごみの分別やごみ集積所の
管理をする

市がごみ集積所に出されたごみを回収して適正に処理する

市民一人ひとりによるごみの減量化のための取組を考える会議に参加して、議論する

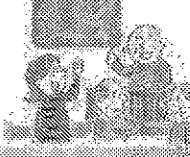
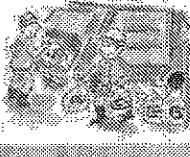
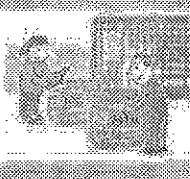
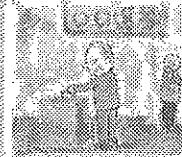
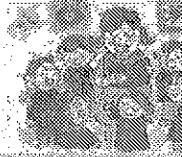
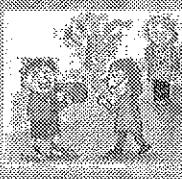
市が保育園を設けて、こどもたちを預けられる
ようにする

もっと、きめ細かい子育て支援策を考える会議に参加して、意見を言う

市議会議員や市長を選挙で選ぶ

みんなの代表を
選び方針などを
決定すること

市政運営の在り方や税金の使い道、条例などを決定する



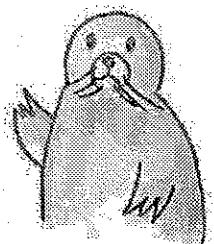
どうして自治の推進が必要なの？

まちのみんなの課題は、地域社会や経済環境の変化に伴い変わっていくものであり、私たちの自治の在り方もそれに合わせていくことが必要です。

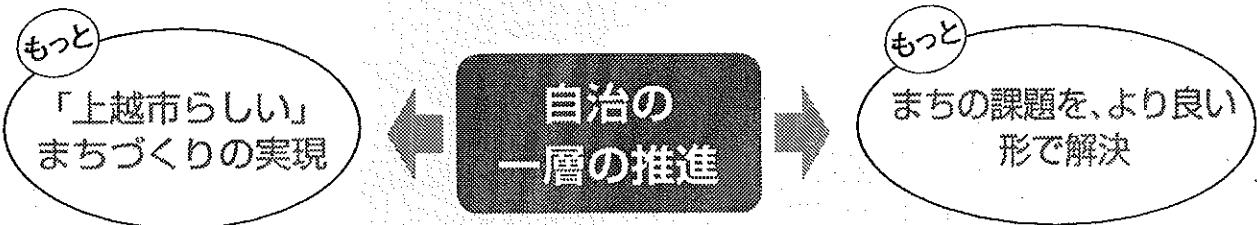
私たちが暮らすまちで、今どんなことが公共的課題となっているか、また、それをより良く解決するためにはどうしたらいいのか。その答えはこのまちで暮らす私たちが一番分かっているはずです。

上越市では、このような考え方から、市民・市議会・市長という自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら、自治を一層推進していくことが必要と考えます。

私たち
一人ひとりが
まちづくりの
主役だよ！



◆自治を推進すると…



2 条例のポイント

自治を本条例で定めています

この条例では、自治の担い手である市民・市議会・市長の権利・権限や責務を定めるとともに、市政運営の基本的な仕組みや市民参画・協働などの在り方についても明らかにしています。

また、市民の皆さんから自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような新しい仕組みや制度についても定めています。

目指すべき「まちの姿」や
自治において「大切にすること」
を明らかにしています

自治の担い手の「役割」や
それぞれの「関係」を
定めています

総則 (第1章)

自治の主体の権利・権限と責務 (第2章～第4章)

目的

この条例の内容や目的を
定めています

→ 8P

定義

この条例で用いている重
要な言葉の意味を定めて
います

→ 8P

自治の基本理念

まちづくりや市政運営に
おいて基本となる考え方
をまとめています

→ 9P

- ・市民主権
- ・人権の尊重
- ・非核平和への寄与
- ・地球環境の保全
- ・地域特性の尊重
- ・地方分権の推進及び
自主自立の市政運営

自治の基本原則

自治を進めていく上で大
切にすべき4つの行動原
則を定めています

→ 9P

- ・情報共有の原則
- ・市民参画の原則
- ・協働の原則
- ・多様性尊重の原則

市民の権利 及び責務

自治の主役である
市民の皆さんの権
利とそれに対応し
た責務を定めています

→ 10P

市議会の権限 及び責務等

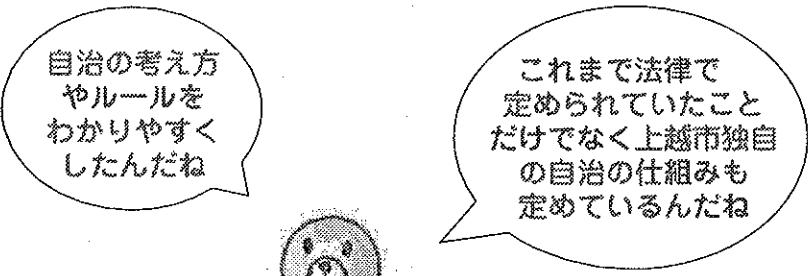
市民の代表である
市議会や市議会議
員の責務などを定
めています

→ 11P

市長等の権限 及び責務等

市民の代表として
の市長や、市政に
かかわる事務を行
う機関や職員の責
務などを定めています

→ 12P



市民の皆さんの「権利を守る制度」や、
より良いまちをつくつていくための
「仕組み」を定めています

自治の仕組み等 (第5章～第9章)

市政運営

市議会や市長等による市政運営の基本的な進め方を
定めています ➡ 13P

市民の皆さんの権利を守ったり、自治・まちづくり
に一層積極的にかかわっていただけるような仕組み
や制度について定めています ➡ 14P

安全・安心な市民生活を確保するための「危機管
理」に対する基本姿勢を定めています ➡ 17P

都市内分権

身近な地域の課題の解決に向けて、地域の皆さんの
意見をもっと反映していくための仕組みを定めてい
ます ➡ 18P

市民参画、 協働等

市民参画や協働による自治を一層進めていく上で、
市議会や市長等が取り組まなければならないことなど
を定めています ➡ 20P

市民投票

市政運営に関する重要なことについて、市民の皆さ
んの意思確認を行うための「市民投票制度」につい
て定めています ➡ 22P

国、県及び他の 自治体等との関係

国、県、他の自治体、海外の自治体等との関係を定
めています ➡ 23P

条例の 位置付け等 (第10章～第11章)

最高規範性

この条例が上越市の
自治に関して最も基
本となる条例である
ことを定めています ➡ 23P

見直し等

この条例の見直しや
改正の進め方を定め
ています ➡ 23P

自治を進める4つの行動原則

この条例では、今後の自治を推進していく上で、自治の担い手である「市民・市議会・市長」が共有すべき4つの行動原則を定め、それぞれの役割を明確にしています。

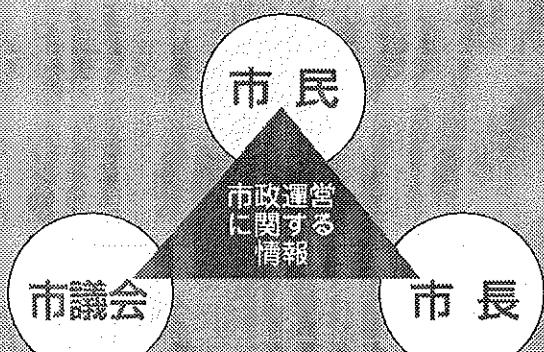
1 情報共有の原則

みんなで情報を
共有すること
が大切！



例えば、市政情報コーナーで〇〇計画を開覧

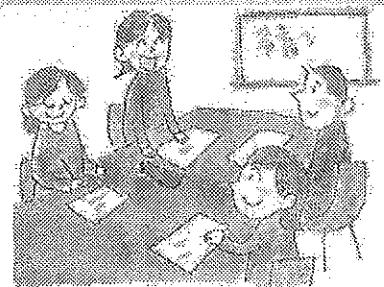
- ・市政運営に関する情報を知る権利
- ・市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるよう努める



- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聞く
- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聞く

2 市民参画の原則

市民の声が
もつといかされる
市政運営へ！



例えば、子育て支援策を考える会議に参加して
意見を言う

◎市民参画の定義

市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわること

- ・市民参画をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



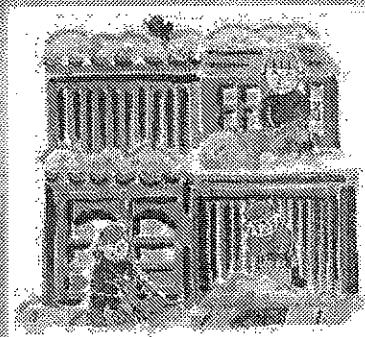
- ・市民参画の機会を保障
- ・市民参画に関する制度の整備
- ・市民参画に関する制度の周知

この4つの原則を
大切にして
みんなで創ろう！
わたしたちのまち



3 協働の原則

公共的な課題は
それぞれの持ち味を
いかして解決！

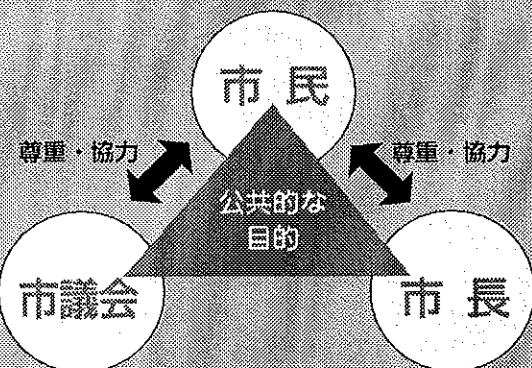


例えば、公共的課題（歩道の雪処理）は
市民と行政（除雪作業）の力で解決

◎協働の定義

市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、
それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考え方
下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと

- ・協働をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



- ・協働の考え方や相互の役割分担を話しあい、
あらかじめ明らかにする
- ・相互理解と信頼関係の構築に努める

4 多様性尊重の原則

人も地域も
個性を大切に！

